

## 岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規程

### (目的)

第1条 この貸付規程は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定し、修学資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

### (修学資金貸付けの対象者)

第2条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する施設等（以下「養成施設等」という。）に在学する者（他の都道府県に住所を有する者の子弟で、他の都道府県に所在する養成施設に在学するものを除く。）で、卒業後県の区域（国立知的障害児施設、国立児童自立支援施設、国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所その他国立の施設において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内において介護福祉士等として次条に掲げる業務に従事しようとするものとする。ただし、既に他の都道府県社協等から同種の修学資金の貸付けを受けている者は、原則重複して貸付けを受けることができないものとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等
- (2) 法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等
- (3) 法第39条第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校
- (4) 法第39条第1号から第3号までの規定に基づき、厚生労働大臣の指定した養成施設

2 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で本会会長（以下「会長」という。）が決定する。

### (従事業務)

第3条 前条第1項に掲げる養成施設等を卒業した者が同条第1項に規定する修学資金の貸付けを受けるために介護福祉士等として従事する業務は、平成63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務範囲について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務とする。

### (修学資金の額及び貸付期間)

第4条 修学資金の額は、次の各号に掲げる額の範囲内とする。

- (1) 月額5万円
- (2) 入学準備金 20万円（入学年度に限る。）
- (3) 就職準備金 20万円（卒業年度に限る。）

2 修学資金を貸付ける期間は、養成施設に在学する期間とする。

(修学資金の利息)

第5条 修学資金は無利息とする。

(貸付けの申請)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、在学する養成校等を通じ、会長に提出しなければならない。

- (1) 在学する養成施設の長の推薦書(別記第2号様式)
- (2) 履歴書
- (3) 在学証明書
- (4) 住民票
- (5) 健康診断書
- (6) 成績証明書(養成施設の1学年に在学する者は、卒業した高等学校又は短期大学の成績証明書その他これに準ずる証明書)
- (7) 誓約書(別記第4号様式)

(貸付けの決定)

第7条 会長は、前条の申請書類を審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、速やかに申請者に対し、修学資金貸付決定通知書(別記第3号様式)を交付するものとする。

(連帯保証人)

第8条 申請者は、連帯保証人(以下「保証人」という。)を1名立てなければならない。  
2 前項の保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、保証人は法定代理人とする。

(修学資金の交付)

第9条 修学資金は年2回に分けて交付するものとする。

(借用証書)

第10条 借受人は、修学資金の貸付決定通知書の交付を受けた後、直ちに修学資金借用証書(別記第5号様式)及び修学資金振込口座申請書(別記第6号様式)を会長に提出しなければならない。

(届出義務)

第11条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 留年したとき。

- (5) 停学又は退学の処分を受けたとき。
  - (6) 修学資金の借受けを辞退するとき。
  - (7) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
  - (8) 修学に関し、他の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
  - (9) 養成施設を卒業したとき、及び介護福祉士等の登録を受けたとき。
  - (10) 養成施設卒業後、介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事し始めたとき、及び業務に従事しなくなったとき。
  - (11) 業務に従事する場所を変更したとき。
- 2 借受人は、業務に従事しているため、第19条による返還の猶予を受けている間は、毎年4月30日までに業務等状況報告書を会長に提出しなければならない。
- 3 借受人が死亡したときは、保証人は、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(保証人の変更)

第12条 借受人は、保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受け、又はその他保証人として適当でなくなったときは、速やかに代替りの保証人を立てなければならない。

(貸付け決定の取消し等)

第13条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
  - (2) 心身の故障等のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
  - (3) 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
  - (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - (5) 死亡したとき。
  - (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- 2 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該借受人が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けられたものとみなす。

(修学資金の返還)

第14条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（第19条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に修学資金を返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 養成施設等を卒業した日から1年以内に、県の区域内において介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事しなかったとき。
- (3) 県の区域内において介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

- (4) 第3条に規定する業務に就いた後、業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その理由が生じた日から起算して20日以内に修学資金返還明細書(別記第7号様式)を会長に提出しなければならない。
- 3 借受人は、前項の規定により提出した修学資金返還明細書の内容に変更を加えようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書(別記第8号様式)を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(返還債務の当然免除)

第15条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、貸付けた修学資金の返還債務(履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。)の全部を免除する。

- (1) 借受人が、養成施設等を卒業した日から1年以内に、県の区域内において介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事し、他の養成施設への進学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除き、5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合にあっては、3年間)引き続き当該業務に従事したとき。
- (2) 借受人が、介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第16条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、貸付けた修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡、心身の故障その他会長がやむを得ないと認める理由により修学資金を返還することができなくなったとき。
- (2) 県の区域内において修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事したとき。
- 2 前項第2号により免除する返還債務の額は、県の区域内において第3条に規定する業務に従事した期間を、修学資金の貸付けを受けた期間(この期間が2年に満たないときは2年とする。)の2分の5(前条第1号の規定により第3条に規定する業務に従事した期間が3年間である者については2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還債務の額に乗じて得た額とする。

(返還免除の申請)

第17条 前2条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする借受人は、修学資金返還免除申請書(別記第9号様式)に免除を受ける資格を有することを証するに足る書面を添えて、会長に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第18条 会長は、前条の申請書類を審査し、返還を免除すべきものと認めるときは、返還免除の決定を行い、速やかに借受人に対し修学資金返還免除決定通知書（別記第10号様式）を交付するものとする。

（返還の猶予）

第19条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

（1） 第14条第1項第1号又は第3号に規定する理由が生じた後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

（2） 当該養成施設を卒業後、更に他の養成施設において修学しているとき。

2 会長は、借受人が県の区域内において介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事しているとき、又は災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、当該業務に従事する期間又は当該理由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。ただし、猶予期間は8年を超えることができない。

3 前2項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人は、修学資金返還猶予申請書（別記第11号様式）に、返還猶予を受ける資格を有することを証するに足る書面を添えて、会長に提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第20条 会長は、前条の申請書類を審査し、返還を猶予することが相当であると認めるときは、返還猶予の決定を行い、速やかに申請者に対し、修学資金返還猶予決定通知書（別記第12号様式）を交付するものとする。

（延滞利息）

第21条 借受人は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）につき年14・5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（実施細目）

第22条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月26日から施行する。

# 岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規程の運用方針

(平成21年4月1日制定)

(平成21年11月26日改正)

## 第1条関係

この運用方針は、岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規程の運用に関する細目を定めることを目的とする。

## 第2条関係

平成22年度以降の貸付けは、新規入学者を優先とする。新規入学者以外の者については、主たる家計支持者の失職、病気、事故、廃業、死別又は離別、災害等により家計が急変した者に限るものとする。

## 第4条関係

- 1 修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるもので、貸付額については、月額50,000円の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けるものであること。
- 2 第2項の「養成施設に在学する期間」とは、原則として正規の修学期間であるが、人材確保対策の観点から病気等真にやむを得ない事情によって留年した場合に限ってその期間中も含めるものであること。

## 第7条関係

貸付けの決定にあたっては、審査会において、次の事項を基準として審査し、決定するものとする。

- (1) 養成施設の推薦書・推薦順位
- (2) 学業が優秀であること。
- (3) 心身が健全であり、学業に専念できると認められること。
- (4) 養成施設からの推薦等により、人物が優れていることを確認できること。
- (5) 県内での就業の意思が特に認められること。

## 第9条関係

修学資金は、前期分4～9月分を4月に、後期分10～3月分を10月に分割して交付するものとする。ただし、貸付け1年目は、前期分及び入学準備金ついて7月に交付するものとし、就職準備金は卒業年度の後期分と併せ10月に交付するものとする。

## 第11条関係

- 1 第1項の規定による会長への届出は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ該当各号に掲げる様式により行うものとする。
  - (1) 氏名又は住所を変更したとき 別記第1号様式
  - (2) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき 別記第2号様式
  - (3) 停学又は退学の処分を受けたとき、 別記第2号様式
  - (4) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人を変更するとき 別記第3号様式
  - (5) 業務に従事し始めたとき 別記第4号様式

- (6) 退職したとき 別記第 5 号様式
  - (7) 従事する場所を変更したとき 別記第 6 号様式
  - (8) 養成施設を卒業したとき 別記第 10 号様式
  - (9) 介護福祉士等の登録を受けたとき 別記第 11 号様式
- 2 第 2 項の規定による会長への届出は、別記第 12 号様式により行うものとする。
  - 3 第 3 項の規定による会長への届出は、別記第 7 号様式により行うものとする。

#### 第 13 条関係

修学資金の貸付けを受けることを辞退する場合には、別記第 8 号様式によりその旨届出るものとする。

#### 第 14 条関係

- 1 修学資金の返還については、返還期間、返還額又は返還方法について、県知事の承認を受けるものとする。
- 2 会長が定める期間とは、第 14 条の各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条第 2 項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に相当する期間（第 19 条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内とする。
- 3 相続人又は連帯保証人への請求を行ってもなお返還が困難な状況であるなど、真にやむを得ない場合と会長が判断した場合は、前項の期間について 2 を乗じた期間内とすることができる。
- 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意志があると認めた場合、「養成施設を卒業した日」を「養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日」と読み替えることができる。
- 5 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が、第 3 条第 1 項の職種若しくは第 3 条第 2 項の職種又は当該施設長（以下「第 3 条の職種等」という。）として従事することができなかった場合であって、養成施設等卒業後 1 年以内に第 3 条の職種等以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき第 3 条の職種等に従事する意志があると認めた場合、「養成施設を卒業した日から 1 年以内」を「養成施設を卒業した日から 2 年以内」に読み替えることができる。

#### 第 15 条関係

- 1 第 14 条関係の 4 及び 5 については、第 15 条にも適用する。
- 2 「他の養成施設」とは、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設及び精神保健福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は、介護福祉士養成施設及び精神保健福祉士養成施設であること。
- 2 「その他やむを得ない理由」とは、育児休業等業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- 3 ホームヘルパー・家政婦等の従事歴で返還免除を行う場合は、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が 900 日以上であること。

ただし、当然免除を受けるために必要な業務に従事した期間が 3 年間である者（以下「中高年離職者等」という。）については、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間

が通算1,095日以上であり、かつ、介護等の業務に従事した期間が540日以上であること。

なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は一の期間として計算し、通算しないものとする。

#### 第16条関係

- 1 返還債務の裁量免除は、本貸付が介護福祉士等として業務に従事する者の定着促進を図るものであることから、貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ個別に適用するものであること。
- 2 貸付けを受けた期間に相当する期間以上介護福祉士等として業務に従事した者であっても、本人の責による理由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しないこと。

#### 第17条関係

「免除を受ける資格を有することを証するに足る書面」は、別記第9号様式により従事した施設の長の証明を受けて提出すること。

ただし、従事する場所を変更した場合においては、それぞれの従事期間について、それぞれ従事した施設の長の証明を受けて提出すること。

なお、中高年離職者については、離職証明等離職状況を確認できる書類を併せて提出すること。

#### 第19条関係

「他の養成施設」とは、介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設及び精神保健福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設及び精神保健福祉士養成施設であること。